

2021年8月26日、組合側幹事から会社側幹事に、JR本体の永年勤続者表彰の辞令伝達式における出向会社 SEK（新幹線エンジニアリング株式会社）大阪支社の勤務の取扱いに対して口頭で要請を行いました。

SEKだけが、辞令式等の勤務扱いが、半日だけだった！！

午後から現場に帰って何と作業（ブラ勤）！！

JRに就職して、60歳定年時と65歳満了退職時に辞令伝達式が行われます。これまで、JR本体社員や関西サービックの出向社員が60歳定年時、65歳満了退職時に関西支社にて辞令伝達式が行われ、その後は勤務開放でした。

ところが、SEKの出向社員に限って、午前中は辞令伝達式で、その後は現場に帰って作業を命じていました。しかも、その日の式に参加する社員の代替え要員手配済みで、実質業務はなくて、もっぱらブラ勤という事態でした。

そもそも、辞令伝達式とは、会社が長年にわたる功績を称え、敬意と感謝を伝える目的のものです。そして慰労するのが一般的です。

このように関西支社の中で、同じ辞令伝達式の勤務扱いに差違があることに問題がありました。

SEKも式の後には勤務開放するよう要請！！

【若干のやり取り】

- (組合) ・60歳と65歳の辞令伝達式の勤務扱いで違いが生じている。
・サービックは、式の後には勤務開放でSEKは現場で業務だ。何で違いがあるのか。
・出向規程第5条-2で本体会社が業務として出向会社と調整するから本体会社の裁量で出来ることになるではないか。
・本来、辞令伝達式は、長年の勤続に対しての功績を称え、表彰するもので、式の後には勤務開放を本体がきちっとやればできることだ。
- (会社) ・式の部分の時間は本体会社が業務として扱い、それ以外は、出向会社の指示になる。
・(組合の)意見として聞いておく。